

# 上場会社監査事務所登録規則

(制 定 平成18年12月11日)

最終変更 平成27年7月21日

## 第1章 総 則

(趣旨)

**第1条** この規則は、会則第136条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関し必要な事項を定める。

## 第2章 登 録

(登録申請の期限等)

**第2条** 会則第128条第1項の規定による登録の申請は、次に掲げる日から起算して30日以内になければならない。

- 一 上場会社と新たに監査契約(会則第122条第4項の監査契約をいう。以下同じ。)を締結した準登録事務所(会則第128条第1項の準登録事務所をいう。以下同じ。)にあっては、監査契約を締結した日(会社法(平成17年法律第86号)第328条第1項に規定する会計監査人若しくは同法第346条第4項に規定する一時会計監査人又は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項に規定する監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人として就任した日とする。)
- 二 監査契約を締結している会社が新たに上場会社となった準登録事務所にあっては、当該上場会社が上場した日

**第2条の2** 会則第128条の2第1項の登録は、上場会社と監査契約を締結することによって新たに上場会社監査事務所(会則第127条第1項の上場会社監査事務所をいう。以下同じ。)となる予定の監査事務所(会則第122条第1項の監査事務所をいう。以下同じ。)にあっては、当該監査契約を締結する見込みがついた日(会社法第328条第1項に規定する会計監査人若しくは同法第346条第4項に規定する一時会計監査人又は金融商品取引法第193条の2第1項に規定する監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人として就任の依頼があった日とする。)以降遅滞なく申請するものとする。

**2** 前項の監査契約の締結は、前項に規定する申請に基づく登録が完了した後に行うものとする。

(上場会社と同等と認められる会社)

**第3条** 会則第128条の3第1項に規定する上場会社と同等と認められる会社は、次の各号のいずれかに該当する者(品質管理委員会(以下「委員会」という。)が適当でないことを認めた者を除く。)とする。

- 一 品質管理委員会規則第4条第1項第一号から第五号までに掲げる者(同項第二号に掲げる者のうち、金融商品取引所に上場している者を除く。)
- 二 会社法第2条第十一号に規定する会計監査人設置会社で、売上高が10億円以上の者

(組織再編に係る登録申請の取扱い)

第4条 本登録事務所(会則第130条第1項に規定する本登録事務所をいう。以下同じ。)が、合併等による組織再編を行った場合の登録の申請の取扱いは、細則で定める。

(登録の申請要件)

第4条の2 会則第128条第6項、第128条の2第2項及び第128条の3第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 申請する直前の事業年度において、監査事務所に所属する会員(監査法人においては社員全員。ただし、会則第4条第3項第五号の特定社員を除く。)が、継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位数を取得していること。

二 登録申請する監査事務所及び当該監査事務所の上場会社の監査業務の業務執行責任者、上場会社の監査業務に係る審査を行う者その他上場会社の監査業務の重要な決定及び判断を行う者が、会則第132条の2第1項の上場会社監査事務所名簿・準登録事務所名簿再登録制限者(以下「名簿再登録制限者」という。)として指定され、会則第127条第3項の上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への再登録制限者管理簿(以下「名簿再登録制限者管理簿」という。)に記載されていないこと。

2 委員会は、前項各号の要件を満たしていない場合は、登録申請書を受理しないものとする。

(登録の申請書類)

第5条 会則第129条第2項の規則で定める書類は、次の書類とする。

一 登録事務所概要書

二 品質管理システム概要書

三 登録申請時の監査契約会社リスト

四 共同監査の場合は、共同の具体的方法

五 公認会計士法(昭和23年法律第103号)(以下「法」という。)第28条の4第1項(法第16条の2第6項において準用する場合を含む。)又は法第34条の16の3第1項の規定により説明書類を公衆の縦覧に供しなければならない監査事務所にあつては、当該説明書類

六 会則第128条の3第1項の規定による登録の申請をする監査事務所にあつては、細則で定める上場会社と同等と認められる会社の計算書類等

2 前項第一号から第四号の書類の様式その他必要な事項は、細則で定める。

3 第1項各号の書類は、原則として、本会の定める電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成し提出するものとする。

4 委員会は、会則第129条第2項の誓約書並びに第1項第一号の登録事務所概要書の記載事項のうち細則で定める事項、第二号の品質管理システム概要書及び第五号の説明書類(以下「説明書類」という。)を開示するものとする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、説明書類について、法定監査関係書類等提出規則第8条に規定する方法により同規則第7条の規定による提出があった場合は、委員会に説明書類の提出があったものとみなす。

#### (登録の審査)

- 第6条** 委員会は、会則第128条第2項及び第128条の3第3項の審査において、審査の対象である監査事務所に対し通常レビューを実施するものとする。
- 2 委員会は、会則第129条第1項の通常レビューの結果等を踏まえて、会則第128条第2項の規定による上場会社監査事務所名簿への登録の可否及び会則第128条の3第3項の規定による準登録事務所名簿への登録の可否を決定する。
- 3 委員会は、品質管理委員会規則第9条の2の準登録事務所登録審査部会の審査結果を基に会則第128条の2第3項の規定による準登録事務所名簿への登録の可否を決定する。

#### (登録の判断)

- 第7条** 委員会は、会則第128条第2項及び第128条の3第3項の審査に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録の申請があった監査事務所の登録を認めない。
- 一 正当な理由なく品質管理の状況のレビュー（会則第122条第4項の品質管理の状況のレビューをいう。以下同じ。）を拒否し、又は品質管理の状況のレビューの実施に協力しなかった場合
- 二 レビュー報告書において否定的結論が付されている場合
- 三 レビュー報告書において限定事項付き結論が付され、かつ、会則第123条第4項の規定により会長に報告される事項に該当する限定事項がある場合
- 2 委員会は、会則第128条の2第3項の審査に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請があった監査事務所の登録を認めない。
- 一 正当な理由なく審査に当たっての確認のための面談（以下「面談」という。）若しくは当該監査事務所の品質管理の体制を確認するための調査（以下「往査」という。）を拒否し、又は書類審査、面談若しくは往査の実施に協力しなかった場合
- 二 書類審査、面談又は往査を実施した結果、監査事務所の品質管理体制の整備状況等に重大な懸念があると認められる場合

#### (準登録事務所名簿への登録の申請期限)

- 第7条の2** 新たに準登録事務所となるための申請を行った監査事務所は、登録申請時に提出した第5条第1項第三号の書類に記載されている上場会社と監査契約を締結したときは、契約日から10日以内にその旨及び契約日を委員会に届け出なければならない。

#### (登録の抹消等)

- 第8条** 本登録事務所又は会則第128条第1項に規定する登録申請を行い同条第2項の登録の可否の決定を受けていない事務所は、上場会社との監査契約を全て解除した場

合その他細則で定める場合に該当したときは、当該事実が生じた日から30日以内にその旨を委員会に届け出なければならない。

- 2 会則第128条の2第1項の上場会社との監査契約を予定している監査事務所は、上場会社との監査契約を締結する予定がなくなった場合は、遅滞なくその旨を委員会に届け出なければならない。
- 3 会則第128条の3第1項に規定する登録を申請した監査事務所及び同条第4項の品質管理レビュー実施済監査事務所は、第3条に規定する上場会社と同等と認められる会社との監査契約を全て解除した場合その他細則で定める場合に該当したときは、当該事実が生じた日から30日以内にその旨を委員会に届け出なければならない。
- 4 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、第1項から前項までの規定による届出があり、当該届出に係る事実を確認したときは、遅滞なく上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿の登録を抹消するものとする。
- 5 会則第128条の2第1項の上場会社との監査契約を予定している監査事務所から、契約予定日から10日を経過したにもかかわらず会則第128条第1項の上場会社監査事務所名簿への登録の申請がない場合又は第2項に規定する届出がない場合において、契約締結の事実が確認できないときは、委員長は当該事務所を準登録事務所名簿から抹消するものとする。
- 6 会則第128条の3第4項の品質管理レビュー実施済監査事務所は、上場会社との監査契約を全て解除したとき又は契約を締結する予定がなくなったときは準登録事務所名簿の登録の抹消を申し出ることができる。
- 7 委員長は、前項に規定する届出があった場合、遅滞なく準登録事務所名簿の登録を抹消するものとする。
- 8 会則第128条の3第1項の規定による登録の申請をした監査事務所は、細則で定める日以後はその申請を取り下げることができない。
- 9 上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿の登録が抹消された後、再び会則第128条の2第1項の規定による登録の申請をした場合の取扱いについては、細則で定める。

### 第3章 報 告

#### （定期報告）

- 第9条** 登録事務所（会則第130条に定める登録事務所をいう。以下同じ。）は、毎年3月31日における第5条第1項第一号の登録事務所概要書を作成し、説明書類とともに同年6月末日までに委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、登録事務所である監査法人は、別途会計年度を定めている場合には、毎会計年度末日における登録事務所概要書を作成し、説明書類とともに同会計年度終了後3か月以内に委員会に提出しなければならない。
  - 3 第5条第5項の規定は、前2項の規定による説明書類の提出について準用する。

**(変更報告)**

**第10条** 登録事務所は、登録事務所概要書及び品質管理システム概要書の記載事項のうち、細則で定める事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から30日以内に変更事項を委員会に届け出なければならない。

- 2 会則第128条の3第1項の登録を申請した監査事務所が会則第134条第2項の規定による登録を認める旨の通知を受けた場合において、登録事務所概要書及び品質管理システム概要書の記載事項のうち、細則で定める事項に変更が生じているときは、速やかに変更事項を委員会に届け出なければならない。

**第4章 措置等**

**(会則第131条第1項括弧書きの規則で定める措置)**

**第10条の2** 会則第131条第1項括弧書きの規則で定める措置は、品質管理委員会規則第8条の2第1項第一号の措置とする。

**(措置等の判断基準)**

**第11条** 委員会は、会則第131条第1項に定める決定に当たって、措置等の公平性を担保するため、細則で定める判断基準によらなければならない。

- 2 前項に定める措置等の判断基準は、次の各号に区分して細則で定める。

- 一 登録事務所が、正当な理由なく品質管理の状況のレビューを拒否し、又は品質管理の状況のレビューの実施に協力しなかった場合
- 二 レビュー報告書に否定的結論が付されている場合
- 三 レビュー報告書に限定事項付き結論が表明されている場合
- 四 改善勧告書に、その他の改善勧告事項が付され、かつ、当該改善勧告事項について改善措置が講じられていない場合
- 五 その他会則第130条の登録事務所の義務について本会が定める細則に基づき、関係規定を遵守しなかった場合

**(懲戒処分等を受けた場合の取扱い)**

**第12条** 会則第132条第1項各号に定める取扱いは、監査の品質管理に関して、次の各号に該当した場合、当該各号に定める期間、取扱いの概要を開示するものとする。この場合において、第三号イからハまでに定める処分と併せて、課徴金納付命令の処分を受けたときは、当該懲戒処分等の開示期間中、その旨も併せて開示するものとする。

- 一 会則第132条第1項第一号による開示

法第29条第三号の登録の抹消、法第34条の21第2項の解散命令若しくは法第34条の29第2項の登録の取消し又は法第29条第二号、法第34条の21第2項若しくは法第34条の29第2項の2年以内の業務停止の処分(第三号イに規定する場合を除く。)を受けた場合

処分の日の翌日から1か月間

- 二 会則第132条第1項第二号の規定による開示 上場会社の監査業務に起因して、次のいずれかに該当した場合

- 処分の日の翌日から会員権停止期間終了後1か月間又は処分の日の翌日から退会の日若しくは退会勧告が効力を有しなくなった後1か月間
- イ 会員権停止6か月以上であり、かつ、行政処分請求が付加されている場合
  - ロ 会員権停止6か月以上であり、かつ、懲戒処分の対象となる行為と実質的に同一の行為につき行政処分が既になされている場合（イに該当する場合を除く。）
  - ハ 退会勧告の懲戒処分を受けた場合
- 三 会則第132条第1項第三号による開示
- イ 法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める2年以内の業務の一部停止の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から当該停止期間終了後1か月間
  - ロ 法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める法第34条の13第1項に規定する業務管理体制の改善命令の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から1か月間
  - ハ 法第29条第一号、法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める戒告の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から1か月間
  - ニ 法第31条の2第1項又は法第34条の21の2第1項に定める課徴金納付命令の処分を受けた場合（当該課徴金納付命令の処分と併せてイからハまでに規定する処分を受けた場合を除く。）  
課徴金納付命令を受けた日の翌日から1か月間
  - ホ 法第34条の2、法第34条の21第1項又は法第34条の29第1項に定める指示を受けた場合  
指示を受けた日の翌日から1か月間
  - ヘ 公認会計士・監査審査会が、法第41条の2に基づき行政処分その他の措置を内閣総理大臣に勧告した場合  
その勧告があった日の翌日から1か月。ただし、当該期間中に勧告を踏まえた処分又は指示を受けたときは、当該処分又は指示を受けた日までの間とする。
  - ト チ及びりに規定する処分に付加して会則第50条第2項第五号の行政処分請求の処分を受けた場合  
チ及びりに規定する処分を受けた場合の開示期間
  - チ 会則第50条第2項第二号の会員権停止の処分を受けた場合第二号に該当する場合を除く。）  
処分の日の翌日から当該停止期間終了後1か月間
  - リ 会則第50条第2項第一号に定める戒告の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から1か月間

**（上場会社監査事務所名簿等抹消リストの開示の取り止め）**

**第13条** 委員長は、会則第128条第5項及び第131条第4項第二号の規定による開示については、上場会社監査事務所名簿等抹消リスト（以下「抹消リスト」という。）に記載した時から1年を経過した場合は、取り止めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、抹消リストに記載された監査事務所（名簿再登録制限者である監査事務所を除く。）が、会則第128条の2第1項の規定による登録の申請をし、第6条第3項の規定により登録を認められた場合は、遅滞なく前項の開示を取り止めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員長は、抹消リストに記載された監査事務所（名簿再登録制限者である監査事務所を除く。）が、会則第128条の3第1項の規定による登録の申請をし、通常レビューの実施の結果、登録を認められた場合は、遅滞なく前項の開示を取り止めるものとする。
- 4 委員長は、会則第133条第2項の規定による開示については、当該上場会社監査事務所が同条第1項の規定に該当しないこととなった場合は、取り止めるものとする。
- 5 委員長は、前4項の規定により開示を取り止めたときは、その旨を会長に報告するものとする。
- 6 会長は、委員長から前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なくその旨を当該監査事務所に通知するものとする。

#### （名簿再登録制限者管理簿の非開示及び記載の有無に関する照会）

**第13条の2** 会則第127条第3項の名簿再登録制限者管理簿は開示しない。

- 2 会員は、名簿再登録制限者管理簿への自らの記載の有無に関し、委員会に証明を求めることができる。
- 3 前項の証明に関し必要な事項は細則で定める。

#### （名簿再登録制限者の指定解除及び管理簿からの削除）

**第13条の3** 名簿再登録制限者に指定されたものが次の各号のいずれかに該当したときは、委員会に指定の解除を申請し、指定の解除を受けることができる。

- 一 品質管理委員会規則第4条に規定する者のうち上場会社以外の監査を継続している場合であって、次のいずれかに該当するとき。
  - イ 会則第132条の2第1項第一号に規定する事由のうち会則第131条第2項第二号の措置を原因として名簿再登録制限者に指定されたものが、自らが関わった、名簿再登録制限者に指定された時以降に開始される事業年度の通常レビュー対象業務及び品質管理委員会が指定する監査業務について品質管理の状況のレビューを受け、改善が確認されたとき。
  - ロ 会則第132条の2第1項第一号に規定する事由のうち会則第132条第1項第一号（上場会社の監査業務に起因して懲戒処分を受けた場合に限る。）に該当したことを原因として名簿再登録制限者に指定されたもの又は会則第132条の2第1項第四号に規定する者で名簿再登録制限者に指定された者が、自らが関わった、業務停止期間経過後に開始される事業年度の通常レビュー対象業務及び品質管理委員会が指定する監査業務について品質管理の状況のレビューを受け、改善が確認されたとき。
  - ハ 会則第132条の2第1項第一号に規定する事由のうち会則第132条第1項第二号に該当したことを原因として名簿再登録制限者に指定されたもの又は会則第132条の2第1項第五号に規定する者で名簿再登録制限者に指定された者が、自

らが関わった、会員権停止の期間経過後又は退会勧告の効力が有しなくなった後に開始される事業年度の通常レビュー対象業務及び品質管理委員会が指定する業務について品質管理の状況のレビューを受け、改善が確認されたとき。

二 第3条第二号に規定する会社の監査を行っている場合（前号の監査契約がない場合に限る。）であって、次のいずれかに該当するとき。

イ 会則第132条の2第1項第一号に規定する事由のうち会則第131条第2項第二号の措置を原因として名簿再登録制限者に指定されたものが、名簿再登録制限者に指定された時以降に開始される事業年度を対象とした自らが関わった第3条第二号に規定する会社の監査について品質管理の状況のレビューを受け、改善が確認されたとき。

ロ 会則第132条の2第1項第一号に規定する事由のうち会則第132条第1項第一号（上場会社の監査業務に起因して懲戒処分を受けた場合に限る。）に該当したことを原因として名簿再登録制限者に指定されたもの又は会則第132条の2第1項第四号に規定する者で名簿再登録制限者に指定された者が、業務停止期間経過後に開始される事業年度を対象とした自らが関わった第3条第二号に規定する会社の監査について品質管理の状況のレビューを受け、改善が確認されたとき。

ハ 会則第132条の2第1項第一号に規定する事由のうち会則第132条第1項第二号に該当したことを原因として名簿再登録制限者に指定されたもの又は会則第132条の2第1項第五号に規定する者で名簿再登録制限者に指定された者が、会員権停止の期間経過後又は退会勧告の効力が有しなくなった後に開始される事業年度を対象とした自らが関わった第3条第二号に規定する会社の監査について品質管理の状況のレビューを受け、改善が確認されたとき。

三 前二号に該当する監査契約がなく、今後も該当する監査契約を締結する予定がない場合にあっては、名簿再登録制限者に指定された年度後5年間継続して、継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位数を取得したとき。

2 前項第三号の場合において、名簿再登録制限者に指定された年度後5年間の間に名簿再登録制限者が第一号又は第二号に該当する監査を行った場合には、前号に規定する5年間の継続については、当該監査が行われなくなった年度から起算するものとする。

3 委員会は、名簿再登録制限者の指定の解除について会長から会則第134条第2項の規定による報告を受けたときは、当該監査事務所又は当該会員を名簿再登録制限者管理簿から削除する。

4 第1項第三号に規定する事由に該当したことにより名簿再登録制限者の指定解除を受けた者が行った監査業務に対する品質管理レビューの結果の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

5 この規則に定めるもののほか、名簿再登録制限者及び名簿再登録制限者管理簿に関し必要な事項は、細則で定める。



**(品質管理レビューによる限定事項等の開示の取り止め)**

**第14条** 委員会は、品質管理レビューにより、会則第131条第4項第一号の規定による開示が行われている登録事務所に改善措置を講じたことを確認した場合は、開示を取り止めることを決定する。

- 2 会則第134条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による決定をした場合について準用する。
- 3 委員長は、前項において準用する会則第134条第2項の規定により当該登録事務所に通知をした旨の報告を受けたときは、遅滞なく第1項の開示を取り止めるものとする。

## **第5章 通知等**

**(文書の通知等)**

**第15条** 本会が会則第6章第2節の規定に関し行う通知又は報告は、書面をもって行うものとする。

## **第6章 不服申立**

**(不服申立の手続)**

**第16条** 会則第135条の規定により不服申立をする上場会社監査事務所は、会則第134条第2項の通知に記載された事実及び判断理由に重要な影響を与える新たな事実がある場合に限り、不服申立書を上場会社監査事務所登録・措置不服審査会（以下「登録・措置不服審査会」という。）に提出し、審査を受けることができる。

- 2 登録・措置不服審査会は、前項の不服申立書の審査に当たり、委員会が入手した当該事案に係る資料を利用することができる。
- 3 登録・措置不服審査会の審査の結果、不服を認めるときは、委員会は当該事案を再度審査する。登録・措置不服審査会が、当該不服を認めないときは、当該不服申立を棄却する旨を会長に報告するものとする。
- 4 委員会は、前項の規定による審査についてその結論を会長に報告する。
- 5 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該監査事務所にその旨を通知し、通知した旨を委員会に報告しなければならない。
- 6 前項の規定により会長が当該監査事務所に通知した場合、委員会の決定は、当該通知をした時からその効力を有する。
- 7 会長は、第3項の不服申立を棄却する旨の報告を受けたときは、当該監査事務所にその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- 8 前項の規定により会長が不服申立を棄却した旨を監査事務所に通知した場合、委員会の決定は、当該通知をしたときからその効力を有する。

## 第7章 名簿

### (名簿の記載事項)

第17条 会則第127条第2項の上場会社監査事務所名簿には、次の事項を記載する。

- 一 事務所名称
- 二 所在地
- 三 代表者
- 四 会則第131条第4項第一号又は第132条第4項第二号の規定により開示を要する事項
- 五 通常レビュー実施時期
- 六 その他細則で定める事項

2 会則第127条第2項の準登録事務所名簿には、次の事項を記載する。

- 一 事務所名称
- 二 所在地
- 三 代表者
- 四 会則第131条第4項第一号又は第132条第4項第二号の規定により開示を要する事項
- 五 通常レビュー実施時期
- 六 当該準登録事務所名簿に登録された公認会計士又は監査法人の社員が行った監査の実績に関し細則で定める事項
- 七 準登録事務所が会則第128条第3項の規定に該当した場合にあっては、その旨
- 八 会則第128条の2第4項の規定により準登録事務所名簿に登録された場合にあっては、その旨
- 九 会則第128条の3第4項の規定により準登録事務所名簿に登録された場合にあっては、その旨
- 十 その他細則で定める事項

3 会則第127条第2項の抹消リストには、次の事項を記載する。

- 一 事務所名称
- 二 所在地
- 三 代表者
- 四 会則第128条第5項、第131条第4項第二号、第132条第4項第一号又は第133条第1項の規定により開示を要する事項
- 五 その他細則で定める事項

4 上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び抹消リストの様式、媒体及び開示方法は、細則で定める。

## 第8章 補則

### (細則)

第18条 この規則に定めるもののほか、上場会社監査事務所部会の名簿への登録その他運営に必要な事項は、細則で定める。

## 附 則

- 1 この規則は、会則第7章の改正規定について、金融庁長官の認可のあった日（平成19年2月2日）から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 前項の適用日において、会則第127条第1項に定める上場会社と監査契約を締結している上場会社監査事務所の登録申請期限は、第2条の規定にかかわらず、平成19年7月15日までとする。この場合において、第3条は適用しない。
- 3 前項の上場会社監査事務所は、平成19年7月15日までに上場会社との監査契約をすべて解除し、品質管理委員会がその事実を確認した場合は、登録の申請を要しない。
- 4 第2項に定める上場会社監査事務所のうち、平成19年7月15日までに登録の申請をしない上場会社監査事務所は、会則第133条に定めるところにより、平成19年8月1日以降に未登録監査事務所名簿に記載し、開示するものとする。
- 5 第2項に定める上場会社監査事務所の登録の申請に係る受付の留保は、次の各号に定めるとおりとする。

### 一 第6条第一号の懲戒処分等を受けた場合

第6条第一号の規定にかかわらず、監査法人が法第34条の21第2項に定める2年以内の業務の一部停止の処分を受けた場合において、処分内容に事務所全体の監査の品質管理の状況に重要な欠陥が含まれていないと認められるときは、登録を受け付ける。ただし、この場合、同号に定める期間、懲戒処分等を受けた旨を上場会社監査事務所名簿に記載し開示する。

### 二 第6条第二号から第五号までの懲戒処分等を受けた場合

第6条第二号から第五号までの規定にかかわらず、いずれも登録を受け付ける。ただし、各号に定める期間、懲戒処分等を受けた旨を上場会社監査事務所名簿に記載し開示する。

- 6 第2項に定める上場会社監査事務所の登録の申請に係る審査及び審議は、会則第129条第3項の規定にかかわらず、会則第128条第2項に定める書類の審査のみによるものとし、品質管理レビューの結果を考慮しないものとする。ただし、第1項の適用日前に実施した品質管理レビューにより改善勧告が付された上場会社監査事務所について、品質管理委員会が適用日以後に行う品質管理委員会規則第7条に基づく改善措置の状況の確認を実施した結果、改善措置が十分に講じられていないことが認められたときは、上場会社監査事務所名簿の登録後において、会則第131条に定める措置を講じることを妨げない。

## 附 則（平成19年12月10日改正）

この改正規定は、平成19年12月11日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成19年9月30日から適用する。

## 附 則（平成21年7月8日改正）

- 1 この改正規定は、平成21年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6条及び第14条の改正規定は、会則第50条の改正規定並びに第50条の2、第50条の3及び第50条の4の新設規定について、金融庁長官の認可があった日（平成21年8月10日）から施行し、平成22年4月1日から適用する。

- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所等である監査事務所で、公認会計士法の規定により既に説明書類を公衆の縦覧に供しているものは、施行日から1か月以内に当該説明書類を委員会に提出するものとする。
- 3 この改正規定による改正後の第5条第4項の規定は、前項の規定により提出された説明書類について準用する。
- 4 施行日前にこの改正規定による改正後の第5条第5項に規定する提出があった場合は、施行日に同条第1項第一号の説明書類の提出があったものとみなす。

**附 則**（平成23年7月6日改正）

この改正規定は、平成23年7月7日から施行する。

**附 則**（平成24年7月4日改正）

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この改正規定の施行に関し必要な経過措置は、品質管理委員会の議を経て、理事会で定める。

**附 則**（平成25年7月3日改正）

- 1 この改正規定は、平成25年7月4日から施行する。

**附 則**（平成26年7月9日改正）

- 1 この改正規定は、会則第6章の改正について、金融庁長官の認可があった日（平成26年9月1日）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年7月1日前に実施された品質管理レビューの結果に基づいて行われるべき上場会社監査事務所部会に関する手続その他の行為については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年7月21日改正）

この改正規定は、会則第6章の改正について、金融庁長官の認可があった日（平成27年9月17日）から施行する。